

平成 31 年 4 月 1 日

(事業の目的)

第 1 条 この事業は守山市において地域福祉の推進をはかることを目的とし、市内の団体が行う福祉のまちづくり活動を支援するもので、市内の多くの団体から、「くらしの課題」を解決するための先駆的、独創的な活動の提案を受け、公開プレゼンテーションを通じて、市民が課題を共有し、より多くの共感を得る活動に重点的に助成を行う。このことで、地域の福祉活動が活性化し、より効果的に地域生活課題が解決されるとともに、共同募金運動へのより多くの方の理解と共感が得られ、住民参加の福祉意識が醸成されることを目的とする。

(助成対象団体)

第 2 条 助成の対象となる団体は、守山市内において、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする活動を行う団体（法人格の有無を問わない）とし、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 構成員が 5 人以上で、その構成員のうち 2 人以上が守山市内に在住、在勤していること。
- (2) 未成年のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。
- (3) 団体の運営に関する規約・会則があること。
- (4) 継続的な活動が期待できる団体であること。
- (5) 宗教活動または政治活動を行う団体ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下でないこと。

(助成対象となる活動)

第 3 条 助成金の交付対象となる活動は、守山市内において地域福祉の推進を目的とする活動であって、次の各号のすべてに該当する活動を対象とする。

- (1) 既存の制度やサービスでは対応できない地域生活課題を解決するための活動。
- (2) 当該年度に完了する新規事業。既存事業であっても、事業内容の質を高め、新たな展開を図る場合はこの限りではない。

(助成対象としない活動)

第 4 条 助成対象事業が、次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象とはしない。

- (1) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする活動
- (2) 単に物品の購入や施設の改修を行う活動
- (3) 特定の人または特定の団体の利益を目的とする活動
- (4) 営利、宗教または政治を目的とする活動
- (5) 調査または研究のみを目的とする活動
- (6) 国、地方公共団体その他助成団体等から助成を受けている活動
- (7) その他守山市共同募金委員会会長が適当でないと認める活動

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(交付の制限)

第 6 条 助成金の交付は、当該年度につき 1 団体 1 事業とする。

2 同一団体への交付は、3回限りとする。

(助成対象事業の公募)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、募集要領に定める申込期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 企画提案書兼申請書 (別記様式第1号)
- (2) 団体概要書 (別記様式第2号)
- (3) 会員名簿 (別記様式第3号)
- (4) 事業計画書 (別記様式第4号)
- (5) 事業収支予算書(別記様式第5号)
- (6) 団体規約・会則
- (7) 共同募金についての明示や広報の実施方法について (別記様式第6号)
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 会長は提案を募集するにあたり、募集要領を定めて公表するものとする。

3 前項の募集要領には、助成対象事業の審査方法および基準ならびに申込期間等その他必要な事項を記載するものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 会長は、提案のあった助成対象事業の審査をするため、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の所掌事項)

第9条 審査委員会は、会長から意見を求められたときは、助成対象事業の内容を審査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(審査委員会の組織等)

第10条 審査委員会は、委員10名以内をもって組織し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第11条 審査委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(決定通知)

第12条 会長は、第9条の審査結果に基づき、助成を行う団体等を決定したときは、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」助成決定通知書(別記様式第7号)により団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は助成を行わない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に付記しなければならない。

(申請事項の変更および承認)

第13条 前条の規定により通知を受けた助成対象団体は、その助成の申請内容に変更が生じる場合は、変更に係る関係書類を提出し、その承認をうけなければならない。

(中間報告)

第14条 助成対象団体は、会長の求めに応じて面談等により助成対象事業の実施状況について、会長に報告しなければならない。

(完了報告および成果報告)

第15条 助成対象団体は、事業が完了した日または年度末のいずれか早い日までに守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」助成金完了報告書(別記様式第8号)に領収書および写真等の証拠書類等を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成対象団体は、前項の守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」助成金完了報告書に基づく活動成果報告を、会長の求めに応じて、行うものとする。

(助成金の額の確定)

第16条 会長は、前条第1項に規定する完了報告後、内容を審査し助成金の額を確定したときは、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」助成金確定通知書(別記様式第9号)により助成対象団体に通知する。

(助成金の交付)

第17条 前条に規定する助成金の確定の通知を受けた助成対象団体は、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」助成金交付請求書(別記様式第11号)により、会長に助成金の請求をするものとする。

2 会長は、助成対象団体が事業に着手するに際し、助成対象団体から守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」助成金請求書(概算払)(別記様式第10号)により助成金の概算払いを請求されたときは、第12条により交付決定した助成金額の10分の8を上限とし、概算払いをすることができるものとする。

3 会長は第1項または第2項の規定による助成金請求書を受理した場合、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第18条 会長は、助成対象団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体に対し助成の決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請または報告をしたとき。

(2) 助成を決定した事業の全部または一部を実施しなかったとき。

(3) 助成を決定した事業以外のものに使用したとき。

(4) 第15条による助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

種別	(1)テーマ設定型公募	(2)自由テーマ型公募
金額	上限 20 万円	上限 10 万円
内容	守山市共同募金委員会が設定した課題を解決するための活動 (H31 年度：子育て支援につながる活動)	申請団体が設定した地域生活課題を解決するための活動を対象とするもの
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一団体への助成は、1 団体 1 事業とする ・ 同一団体への交付は 3 回限りとする ・ 備品購入経費は、助成額の 30%未満とする ・ 申請内容に虚偽があった場合、助成金の一部もしくは全額を取り消す場合がある ・ 法人にあっては、本来事業と明確に区別できる事業であって、他機関や団体と連携しての活動を対象とする ・ 自治会については、活動を実施するにあたって、他の機関や団体と連携を図る活動を対象とする 	